

つどいの場活動支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で地域住民による地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的に年間で計画を立てて、地域住民が気軽に集う場（以下、「地域ミニデイ活動」という。）を実施するグループの、活動にかかる経費の負担軽減と介護予防を推進することを目的に必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成事業における対象は、朝来市ボランティア市民活動センターに登録し、市内で年間計画を立てて、地域ミニデイ活動を行うグループとする。

2 助成対象とする事業は、以下の条件を満たす活動とする。

- (1) 年間4回以上の活動があること
- (2) ボランティア養成・育成講座を毎年1回以上受講すること
- (3) 地域内でボランティアを必要とする情報が本会に入った場合、活動の相談又は要請ができること

(助成金の交付額)

第4条 助成額は、次の通りに定める額とし予算の範囲内で助成する。

(1) 当該年度の活動実績回数に応じて次の通り交付する。

- | | |
|-----------|------------|
| ア 12回以上 | 36,000円を上限 |
| イ 8回から11回 | 24,000円を上限 |
| ウ 4回から7回 | 12,000円を上限 |

(2) 年度途中での申請にあつては、申請日以降の活動実績回数による上限額に応じて月割計算のもと助成額を決定する。また、当該年度の申請日までにその他の社協活動助成実績がある場合はその助成額を差し引いた額とする。ただし、ぷちサロン活動応援助成事業の助成を受けたグループはこの限りではない。

(助成対象経費及び助成対象外経費)

第5条 この助成事業における助成対象経費及び助成対象外経費は、経費一覧表（共通別表1）に定める通りとする。

(助成対象期間)

第6条 この助成事業における対象期間は、当該年度の4月から3月までとする。

(助成申請及び結果の通知)

第7条 助成金の交付を受けようとするグループは、第3条で規定した事業を実施する前につどいの場合活動支援助成事業申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し本会に提出するものとする。

2 本会は、申請書を精査したうえで、速やかに助成の可否について決定し、助成事業決定通知書(共通様式第1号)により申請グループに通知するものとする。

(報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けたグループは、申請活動が終了した時点で、速やかにつどいの場合活動支援助成事業報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)を本会へ提出しなければならない。ただし、提出期限は当該年度の2月末までとする。

(助成金の交付)

第9条 本会は助成交付決定後、速やかに交付決定額の全額をグループへ交付する。

2 助成金は振込にて指定口座へ助成金を交付する。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第10条 申請グループが活動を進めるうえでの変更または取下げが必要な場合には、申請グループは助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)を本会に提出しなければならない。

2 助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)の提出があった場合には、本会は審査のうえ速やかに助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請グループに通知する。

3 本会は、申請グループが次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請グループに通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(3) 活動実績が計画に満たなかったとき

(助成金の返還)

第11条 本会の会長は、第10条3項に規定する取り消しを行った場合、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、本会の会長が定める。

附則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する
1. この要綱は、令和7年6月1日から施行する